

○第122回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成27年4月10日（金）14：00～16：38

議事概要：

（１）農薬（クロフェンテジン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.017 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺ダニ剤で、りんご、なし等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）農薬（クロルプロファム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg 体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤・成長調整剤で、小麦、大麦等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

（３）農薬（ピコキシストロビン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.046 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、はくさい、キャベツ、レタス等への新規登録申請及び大麦、小麦、大豆等へのインポートトレランス申請がされています。

（４）農薬（ピロキロン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.019 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（５）農薬（アミスルブロム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.1 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、トマト、てんさい、キャベツ等に使用します。今回、らっきょう、とうがらし類等への適用拡大申請がされています。

(6) 農薬（エトフェンプロックス）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.031 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、稲、キャベツ、かんきつ等に使用します。今回、ブロッコリー、ほうきぎ及びきびへの適用拡大申請がされています。

(7) その他

・「農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について（改正案）」が審議され、了承された。

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① オキサチアピプロリン

・評価第四部会において調査審議することとなった。

*殺菌剤で、今回、ばれいしょ、トマト、ぶどう等への新規登録申請がされています。